

第25期第3回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年10月5日(木曜日) 13:30～14:40

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第12番	曾我部英敏
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第11番	土岐秀男
第2番	近藤孝志	第12番	飯尾博光
第4番	永易博隆	第14番	神野鉄治
第7番	神野伸二		
第8番	神野明仁		
第9番	近藤美喜男		

(3) 欠席委員

第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第3番	加藤宏司	第5番	小野義尚
第6番	井下八郎	第10番	眞鍋哲哉
第13番	高橋秀実		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主 任	井上貴清
専門員	和田昌志		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和5年度農業関係予算について

◇

13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員9人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

稲刈りの真っ盛りですが、雨が降らず非常に効率良く作業ができています。みなさん、大変お忙しい中お集りいただきありがとうございます。今日も欠席の方がおりますが、今、稲刈りを一生懸命しているのではと思います。今年も、去年に続いて、栄作であると言われております。もう少しすればお祭りもあります。これからは、暦の上では寒露といえます。寒くなりますので、いろんなことに気を付けて取り組んでいただければと思います。

それでは、ただいまから第3回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「令和5年度新居浜市農業関係予算について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において星加誠委員と藤田隆委員を指名いたします。両委員さん、よろしくお願いいたします。

これより、農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号までは決議事項、第5号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、伊藤繁次郎委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田事務局次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田6筆、畑30筆、合計面積27,628㎡でございます。
2,3ページを御覧ください。

71番の1-1さんから86番の1-16さんまでの16件でございます。内訳といたしましては、新規設定が2件、再設定が14件。期間は、1年間で4件、3年間で10件、5年間で1件、10年間で1件。利用権の種類は、使用貸借権が14件、賃貸借件が2件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、71番から86番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田事務局次長】

議案第2号につきましては、新居浜市から送付がありました農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画でございます。当該計画（案）に対する決定の依頼があり、議題に供するものでございます。

内容といたしましては、田12筆、畑4筆、合計面積14,193㎡でございます。

5ページから8ページのうち、7、8ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、1番が2-1さん、2番から5番が2-2さん、6番から8番が2-3さん、9番が2-4さん、10番から16番が2-5さんでございます。

内訳は、期間10年間で7筆、期間5年間で9筆、利用権の種類等は、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、全部効率利用要件及び常時従事要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

なお、利用権の設定を受ける者の設定前後の総面積は、8ページ下段の表のとおりでございます。

御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、2番農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画案について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

9ページを御覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は1件です。

10ページをお開きください。

4番、本郷一丁目、畑1筆、面積714㎡、借人は市内在住の3-1さん。

借人はこれまで自己所有地で家庭菜園を行っており、今回、本格的に営農を開始することを目的に、申請地を借り受けるため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員の土岐秀男委員さんから報告をお願いします。

【土岐委員】

9月22日に現地調査と農地の利用等について、お話を伺いました。

借人は現在、自宅近くで野菜を耕作しております。非常に農業に関心があり、耕作意欲も高く、許可後は季節野菜の耕作を考えております。

また、周辺の遊休農地の有効活用に興味・関心を持っておられ、今回の申請は第1ステップとして考えており、今後経営規模の拡大を目的にしておられます。

申請地につきましては、借人の自宅から約200mのところにあります。

現在、耕作はされておませんが、雑草等刈り払いがされており、それらを撤去しトラクターで耕起すれば、いつでも耕作できる状態にあります。

なお、西側の隣接する遊休農地との境界が不明瞭ではありますが、借人が公図等で理解している境界線から、トラブルが生じないように耕作範囲を控えて耕作することを考

えております。周囲には耕作農地がなく、季節野菜の耕作による地域への影響も特段ないと思われま。調和要件も特に問題なく、許可しても支障がないと思われま。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めま。

よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

11ページを御覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供しま。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は5件です。

12ページをお開きください。

29番、船木字上長野、畑2筆、面積1,183㎡、譲受人は市内在住の4-1さん。

譲受人は兄弟が保有する申請地について、これまでも管理を行っており、今回、当該農地の贈与を受ける目的で、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

30番、星越町、畑3筆、面積1,385㎡、譲受人は上島町在住の4-2さん。

譲受人は申請地の隣接地を市内在住の父母と耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に隣接する当該申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは現況に引き続き果樹を予定しております。

13ページを御覧ください。

31番、角野新田町一丁目、畑1筆、面積260㎡、譲受人は市内在住の4-3さん。

譲受人は現在1反5畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大及び効率化を図ることを目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹及び季節野菜を予定しております。

32番、船木字下原、畑1筆、合計面積419㎡、譲受人は市内在住の4-4さん。

譲受人は現在5反2畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大及び効率化を目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

14ページをお開きください。

33番、楠崎二丁目、畑1筆、面積337㎡、譲受人は市内在住の4-5さん。

譲受人はこれまで自己所有地で家庭菜園を行っており、今回、本格的に営農を開始することを目的に、管理が困難となっていた申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは花卉を予定しております。

以上、29番から33番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、29番は神野明仁委員、30番は矢野一臣委員、31番は小野春雄委員、32番は神野伸二委員、33番は村上壽一委員から、それぞれ報告をお願いします。

まず、神野明仁委員からお願いします。

【神野（明）委員】

報告いたします。9月24日に確認いたしました。申請地は除草管理されており、いつでも耕作できる状況にあります。また、隣地との境界も明確であり、季節野菜の作付けにあたり周囲への影響もありませんので、許可しても問題ないと思われま

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、矢野一臣委員、お願いします。

【矢野委員】

9月23日に譲受人と現地を確認して、説明を受けました。県の営農指導員として、果樹に関わる仕事をされているそうです。これからの計画もしっかり立てておられま

た。特に問題はないと思われます。よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、小野春雄委員、お願いいたします。

【小野（春）委員】

報告させていただきます。

今回申請した畑ですが、隣接した畑から拡大ということで、果樹と季節野菜を作付けする予定です。家族みんなで、協力しながらやっておられます。野菜作りの知識も豊富です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、神野伸二委員、お願いいたします。

【神野（伸）委員】

9月25日に譲受人と現地確認しました。地域としても特に問題ないと思われますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続きまして、村上壽一委員、お願いいたします。

【村上委員】

9月29日に現地調査に行きました。現地は、草は生えていましたが、管理している様子でした。譲受人にも会ってお話させていただきました。桜や榊を植えたいということで苗立てを作っていたり、自宅の前では季節野菜を耕作していました。そういったことで、申請には特に問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、29番から33番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

15ページを御覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供しますが神野伸二委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は12件です。

16ページをお開きください。

124番、土橋一丁目、畑2筆、譲受人は5-1さん。

内容は自己住宅1戸105.56㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

125番、宇高町五丁目、田1筆、譲受人は5-2さん。

内容は自己住宅1戸101.72㎡、農地区分は農業振興地域整備計画にて定める農用地からの除外手続きがされており、その他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

126番、庄内町三丁目、田1筆、譲受人は5-3さん。

内容は宅地分譲2区画、一体利用地として宅地111.94㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

127番、大生院字本村、畑4筆、譲受人は5-4さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

128番、本郷二丁目、畑1筆、譲受人は5-5さん。

内容は事務所1棟185.25㎡、一体利用地として宅地360.33㎡及び雑種地69㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

129番、土橋一丁目、畑1筆、譲受人は5-6さん。

内容は自己住宅1戸98.95㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

18ページをお開きください。

130番、角野新田町三丁目、田1筆、譲受人は5-7さん。

内容は露天資材置場、一体利用地として宅地22.99㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

131番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は5-8さん。

内容は貸し露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

132番、高田一丁目、田1筆、譲受人は5-9さん。

内容は自己住宅1戸101.57㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

19ページを御覧ください。

133番、高田一丁目、田3筆、譲受人は5-10さん。

内容は建売住宅7戸428.89㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

134番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は5-11さん外1名。

内容は自己住宅1戸109.25㎡、農地区分は申請地から概ね300メートル以内
に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

135番、船木字国領、田1筆、譲受人は5-13さん。

内容は倉庫1棟142㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、124番から135番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、124番から135番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは、議案第5号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

20ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより、農政関係の議題に入ります。

本日は、御案内しておりましたとおり「令和5年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日は経済部農林水産課から担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

農林水産課 菅課長、大野技幹、岡田副課長です。質問等につきましては、最後に一

括してお受けしたいとおもいますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に農業委員会の予算について、事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

令和5年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。「令和5年度農業委員会に関する予算」を御覧ください。

表の上から2行目、節の行を御覧ください。

まず、委員報酬の984万9千円は、農業委員の報酬でございます。財源内訳は、一般財源として984万9千円でございます。

次に、人件費5,009万1千円は、事務局職員の給料、職員手当等及び共済費でございます。財源内訳は、県補助金が166万8千円、一般財源が4,842万3千円でございます。

次に、農業委員会管理運営費でございますが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事務局経費でございます。

まず、報酬700万6千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。次に、旅費71万4千円、交際費3万4千円、需用費64万2千円、役務費37万8千円、委託料82万5千円で、それぞれ詳細は備考欄のとおりでございます。

次に、使用料及び賃借料30万5千円は、先進地視察研修のバス借上料でございます。

次に、負担金補助及び交付金55万7千円は、県農業会議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。

以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計1千46万1千円の予算で、財源内訳は、国有農地使用料徴収に関する自作農財産事務取扱交付金16万3千円、耕作証明等の証明手数料1万9千円、農業者年金業務委託手数料16万9千円、情報提供に係るコピー代1万円、一般財源が1千10万円でございます。

次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは景観形成作物取組事業費でございます。

需用費25万7千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。

次に、役務費12万5千円は、トラクターによる耕起手数料でございます。

以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計38万2千円の予算で、財源内訳は一般財源38万2千円になります。

以上、令和5年度農業委員会当初予算総額は、7,078万3千円となっております。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から説明をお願いいたします。

【菅課長】

農林水産課の菅です。農業委員・農地利用最適化推進委員のみなさまには、いつも大変お世話になっております。

本日は、農林水産課所管の令和5年度農業・鳥獣に関する予算及び事業の概要について、農業委員会から提出がありました「新居浜市農業施策に関する意見書」との関連を合わせて御説明させていただきます。

お手元の資料別紙1を説明させていただきます。

まず、意見書との関連の1「担い手の確保と育成」についてでございます。表の1「農業振興費」です。これは、農業振興等を事業目的とする各農業関係団体（西条地区農業改良普及事業推進協議会、新居広域営農団地推進協議会、愛媛県畜産協会、えひめ愛フード推進機構、東部家畜衛生推進協議会及び新居浜市青年農業者協議会）等への負担金、農業推進に係る事務費、地産地消協力店認定に係る経費などを支出しているものです。令和5年度の予算額は70万3千円となります。

次に、表の2「農業経営体活性化事業」です。認定農業者等が地域の中心経営体となるために実施する先進地視察研修に対して支援を行うものです。令和4年度はコロナ禍のため実施いたしませんでしたが、令和5年度は実施予定でございます。予算額は11万2千円となります。

次に、表の3「青年就農者育成支援事業」です。この事業は、令和3年度までは次世代人材投資事業として50歳未満の認定新規就農者を対象に、年間最大150万円の資金を最長5年間交付するものでありましたが、令和4年度からは新規就農者育成総合対策の経営開始資金として交付期間が3年間となり、機械補助メニューも新設されております。予算額は750万となります。

次に、表の4「農林漁業資金利子補給事業補助金」です。担い手の確保・育成を図るために農業者等に対して金融面から支援し、負担を軽減させ、農業経営の改善を図れるように農業近代化資金等の貸付金について県及び市が利子補給を行っている事業でございます。予算額は45万1千円となります。

次に、表の5「新居浜市肥料価格高騰対策事業費補助金」です。これは、昨年度からの新規事業になりますが、その内容は、肥料価格高騰の影響を受ける販売農家を対象として、化学肥料の使用量の低減に向けた取組を行う農業者に対し、肥料価格上昇分の1割を支援するものです。予算額は20万円となります。

次に、表の6「愛媛県農業共済組合育成事業補助金」です。農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失の補填を行う愛媛県農業共済組合に対して、運営の一部補助を行う事業です。予算額は26万8千円となります。

次に、表の7「経営所得安定対策直接支払推進事業等補助金」です。これは、経営所得安定対策を円滑にするため必要な制度の周知、各申請業務の支援等に要する経費を支

出する事業で、新居浜市農業再生協議会への全額県費補助となります。従前は、「生産調整推進対策費」という事業でした。予算額は、151万8千円となります。

次に、表の8「認定農業者経営発展支援事業」です。この事業は、本市において農地集積や農作業受託による規模拡大を志向する認定農業者等を対象として、経営改善計画に基づき、生産・加工・出荷に係る機械、施設の導入に係る経費の一部を補助するものです。予算額は、140万4千円となります。

次に、表の9「大島七福芋作付け拡大事業」です。本事業は、大島の七福芋の栽培復元可能地1.4haの作付け拡大にあたり、耕作放棄地の解消や鳥獣害対策等を行う必要があり、地域おこし協力隊の導入を図ることにより、担い手不足の解消や圃場の整備、作付けを順次行い、作業効率及び生産性の向上を図ることを目指しております。また、大島地区の地域活性化にもなると考えております。令和2年11月1日から地域おこし協力隊1名が着任しており、令和5年度にはさらに1名を加えて2名に増員する計画で、予算額は2名の報償費や導入に係る経費919万4千円となります。

次に、表の10「スマート農業推進事業補助金」です。これは、大島地区において白芋生産に係るスマート農業に取り組む、新居浜市スマート農業推進グループに対してシステムの維持管理経費を補助するものです。予算額は、34万2千円となります。

次に、表の11「畜産配合飼料価格高騰対策支援事業」です。これは、配合飼料価格高騰の影響を受ける市内畜産農家に対して、配合飼料価格安定制度で把握する補填対象数量を基に算出した補助金を交付するものです。予算額は、377万8千円となります。

続きまして、意見書との関連の2「地産地消の推進と食育の充実」についてでございます。表の12「にいはま農業まつり事業補助金」です。各種、催し物を通じて、生産者と消費者のネットワークづくりを図るとともに、地域社会の活性化を図り、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜農業の発展に尽くすJAえひめ未来が実施する「農業まつり」に対して、助成する事業です。直近の実績としては、令和2年度から令和4年度はコロナ禍によりやむを得ず中止となりましたが、令和元年度は12月8日（日曜日）、イオンモール新居浜にて入場者約36,000人を集めて実施いたしました。令和5年度につきましては、12月10日（日曜日）にJAえひめ未来として、合併後初の開催が予定されております。予算額は、76万円となります。

次に、表の13「自然農園推進事業」です。市内32ヵ所にある自然農園の土地所有者との連絡調整、各種行事の支援、新規開設や廃止する自然農園の適切な管理及び運営等に要する経費を支出いたします。予算額は33万7千円となります。

次に、表の14「地産地消推進事業補助金」です。新居浜市食生活改善推進協議会が市内各公民館や保健センター等で食育推進、健康づくりの料理を作る際に、あかがね市等で新居浜産農産物等を積極的に購入し使用することで地産地消を推進し、また、新居浜産農産物等を使用するレシピを配布する等、食農教育を行うものです。令和2年度及び令和3年度はコロナ禍により残念ながら実施はいたしませんでした。令和4年度か

ら再開しており、予算額は15万円となっております。

続きまして、意見書との関連の3「有害鳥獣対策支援策の強化」についてでございます。

表の15「有害鳥獣駆除費」です。これは一部、県補助金が入っている事業でございます。有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対し、捕獲活動経費の助成として1頭あたり1万円の報償費等を支出するものです。予算額は675万6千円となります。

次に、表の16「捕獲隊支援事業補助金」です。これは、県の補助の事業でございます。市内の3猟友会等に所属する駆除隊員の狩猟免許更新申請手数料、猟友会会費等の一部を助成することにより、新居浜市における捕獲体制の充実を図ろうとするものです。予算額は、27万9千円となります。

次に、表の17「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金」です。これは国の補助事業でございます。有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対し、捕獲活動経費の助成として成獣（イノシシ、シカ）1頭あたり7千円、成獣（サル）1頭あたり8千円、幼獣（イノシシ、サル、シカ）1頭あたり千円の報償費等を支出するものです。予算額は406万円となります。

次に、表の18「有害鳥獣農作物被害対策事業」です。これは、平成30年度から新規に実施している市単独の事業です。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の資材購入費の税抜きの2分の1の補助を行っています。補助金の限度額は5万円ですが、認定農業者の方については10万円の上限となります。また、ニホンザルの追い払いに有用な動物駆逐用煙火等を購入し、申し出により自治会等に無償で配布しており、地域住民のみなさまと連携して地域ぐるみの追い払いの推進も積極的に進めております。予算額は245万3千円となっております。

最後に、意見書との関連の4「計画的な農業生産基盤整備の実施について」でございますが、これにつきましては担当の農林水産課の大野から説明させていただきます。

【大野技幹】

農林水産課の大野でございます。

今年度の農業生産基盤関係予算と前年度に実施した事業の取組について、御説明させていただきます。

資料別紙2の1ページ目に令和5年度新居浜市の農業生産基盤関係予算についてを、2ページから11ページまで事業実施状況の写真を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

まず、資料1ページを御覧ください。

農林水産課の農業生産基盤関係予算についてでございます。

1番「土地改良施設耐震対策事業」でございます。本事業は愛媛県が事業主体となり

実施し、新居浜市は事業負担金を支出するものです。今年度予算額は1,283万円です。全体事業費としましては、備考欄のとおり1億600万円、主な内容としましては池田池、宮ノ谷大池、青木下池、治良丸池の耐震対策工事であります。なお、事業費1億600万円と市予算額1,283万円との差額は、国費及び県費でございます。池田池は平成30年度から工事に着手しておりまして、宮ノ谷大池と青木下池は令和3年度から工事に着手しております。治良丸池は今年度、測量設計業務を行います。

次に、2番「農業用河川工作物改修事業」でございます。この事業は、県管理河川に設置された頭首工等の農業用河川工作物の改修を行うものでございまして、先程の耐震対策事業と同様に愛媛県が事業主体で実施し、新居浜市は事業負担金を支出するものです。今年度予算額は160万円、全体事業費としましては備考欄のとおり2,000万円、内容としましては、国領川にございます高柳堰下流の河床洗堀対策として護床工の整備を行うものです。この工事は根固袋状金網の据え付けでございまして、令和3年度完成の予定でございましたが、令和3年8月の集中豪雨により河床が洗堀され、据え付けたブロックの一部に変状が生じたため、復旧と再度の洗堀防止工事を追加施工することとなり、工期も令和5年度まで延長することになりました。

次に、3番「ため池等整備事業」でございます。本事業は、新居浜市が事業主体となり実施するものです。今年度の予算額は7,009万6千円。令和4年度の繰り越しが120万円、萩生河の北地区にある芳谷池、大生院戸屋の鼻地区にある宮ノ下池、萩生且ノ上地区にある柳谷中池・下池の3池を予定しておりまして、芳谷池、柳谷中池・下池は、老朽化対策工事、宮ノ下池はため池の廃止工事でございます。現在、芳谷池と宮ノ下池は請負業者が決定し、10月末には工事に取り掛かる予定でございます。柳谷中池・下池は測量設計を行う予定でございます。芳谷池は令和7年度、宮ノ下池の廃止は今年度、柳谷中池・下池は令和9年の完成予定でございます。

次に、4番、こちらもため池等整備事業でございますが、本事業は土地改良区が事業主体となり実施するものです。今年度の予算額は1,000万円、郷地区にある吉岡泉土地改良区が管理する竜王池、萩生岸ノ下地区にある岸ノ下土地改良区が管理する青木下池の2池を予定しております。竜王池は老朽化対策工事、青木下池は県営工事の耐震対策工事に合わせて取水施設を改修するもので、本年度は両池とも測量設計を行います。

次に、5番「県単独土地改良事業」です。本事業の採択要件といたしましては、土地改良区が管理している農道、水路等のうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものでございますが、実施に際しましては、一部の施設（ため池や頭首工等の水源に関わる施設）を除き、農振農用地以外での事業採択は非常に難しい状況となっております。今年度の予算額は600万円で、全体事業費としましては1,000万円、内容といたしましては、吉岡泉土地改良区が管理する下散田送水管管径200mmのうち、延長206mの改修を予定しております。

次に、6番「土地改良施設維持管理適正化事業」でございます。本事業は土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象でございます。今年度の予算額は310万円で、全体事業費としましては1,050万円、水路の補修3カ所を予定しております。

次に、7番「市単独土地改良事業」でございます。この事業は、これまで御説明いたしました各種事業の適用外で、市内21の土地改良区が管理する農業用施設の改修に要する事業費を補助するものでございます。今年度予算としましては、総補助金額7,000万円、そのうち、原材料費の支給を100万円としております。前年度は決算額として、総補助金額6,932万4千円、そのうち、原材料費として37万3千円を支給しております。本事業につきましては、予算の範囲内で各土地改良区が優先順位を決定したのに対して補助するもので、計画的な執行に努めているところでございます。

次に、8番「市単独災害復旧事業」でございます。この事業は台風等の災害により被災した施設、農地を復旧するものでございます。市単独災害復旧事業につきましては、事業費が40万円未満の箇所が対象となります。なお、事業費が40万円以上の箇所については国庫補助災害復旧事業の対象となります。今年度の市単独災害復旧事業にいたしましては、1,000万円を計上しております。また、万が一の大規模な災害が発生した場合は、補正予算等で対応したいと考えております。

続いて、各事業の実施状況について説明いたします。資料2ページをお開きください。

これは、県営事業として実施しております池田池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。前年度は、上流側の残りの堤体法面の改良工事、堤体天端の舗装工事を施工いたしました。今年度は、堤体下流側の地盤改良工事を進める予定でございます。

資料3ページを御覧ください。こちら、県営事業として実施しております宮ノ谷大池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。前年度は、下流側堤体の改良工事を進めました。

続いて、資料4ページをお開きください。こちら、県営事業として実施しております。青木下池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。前年度は、堆積土の排出と底部の浅層改良（土質改良）を施工いたしました。

続いて、資料5ページを御覧ください。こちら、県営事業でございますが、高柳堰の農業河川工作物改修事業の実施状況でございます。前年度は、高柳堰の下流側に袋状金網根固め工を施工いたしました。

次に、資料6ページを御覧ください。市単独土地改良事業です。こちらは、吉岡泉土地改良区が管理する宇高中幹線水路の改修工事でございます。請負工事費は1,000万円で、施工延長は74.79mでございます。

次に、資料7ページを御覧ください。土地改良施設維持管理適正化事業でございます。新須賀土地改良区が管理する下才ノ木大川改修工事でございます。請負工事費は400

万円、施工延長は47.2mです。水路底打工、水路根固工を施工いたしました。

次に、資料8ページから9ページは、市単独土地改良事業でございます。まず、8ページは萩生土地改良区が管理する天神農道の農道拡幅工事でございます。擁壁工が31.3m、工事費は170万5千円でございます。

次に、9ページを御覧ください。阿島土地改良区が管理している北田本田2番水路の改修工事です。水路工35.8m、工事費216万7千円でございます。

次に、10ページをお開きください。吉岡泉土地改良区が管理する三の坪揚水機の改修工事でございます。水中ポンプ150mmを1機、揚水管150mm、2.76mが3本を改修いたしました。

最後になりますが、資料11ページを御覧ください。農道維持管理事業でございます。船木泉川土地改良区が管理する開田農道の舗装工事です。舗装工は1,052㎡、工事費が933万6千円でございます。

以上、簡単ではございますが農林水産課の説明を終わります。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、農業委員会事務局、農林水産課から令和5年度新居浜市の農業予算について説明をいただきました。

何か、御質問や御意見等ございませんか。

(曾我部委員挙手)

【曾我部委員】

農林水産課の予算の関係で、予算が4,000万円余りですが、これは国と県の補助を除けた分は、おおまかに計算すると1,500万円余りぐらいで間違いないと思うのですが、その中で、大島の七福芋関係が950万円。たしかに、地域おこしということで大島のことも大事だとは思いますが、全体の1,500万円余りのうち950万円を大島に使っています。

もう一つ気になるのは、昨年、システムの維持管理費に5,700万円かかっているというのは、七福芋の何かをするためにかかったのですか。大島のことをやめなさいと言っているわけではなくて、これはこれで良いと思うのですが、大島以外で百姓をしている人たちのために使っているお金というのは、新居浜市自体は400万円程なんですよ。このあたりを、新居浜なので工業・商業にお金を使っているのはよく聞きますが、もっと農業に使えるように、農林水産課自体がもっと予算を取ってほしいという話をいつもしているのですが、予算の概要を見る限り相変わらずだなと思います。

先日、市長に意見書を提出したときにも同じ話をしましたし、市役所の農林水産課で

もいろいろ考えて農業振興をしようという気構えが、もっと欲しいなと思います。新居浜の農業を活性化するために、市の方から積極的に音頭を取ってもらいたいです。

あと、スマート農業維持管理費5,700万円は、何をどうしているのですか。

【菅課長】

スマート農業の関係につきましては、七福芋をメインとして作付けが適正に行われるように温度管理や土質の調査を17カ所に機械を設置して、国費として全額出るようになっており、市の負担はないという形になっています。スマート農業が盛んに行われているということもありまして、市として取り組んでいるということです。また、大島の七福芋を発展させるようにしてほしいということで取り組んだ事業と聞いております。

【曾我部委員】

システムの維持管理費というのは、市のお金は出ていないということですね。

【菅課長】

はい。システム維持管理費は市費になります。

【藤田会長】

地域おこし協力隊も入っていますが、別の交付金が出ているということですよ。

【菅課長】

はい。そうです。

【藤田会長】

いずれにせよ、担当課がもっと現場に行って声を聞かないといけない。現場の人たちも声を上げないといけない。そうでないと、なかなか難しいと思います。会って話をする機会をもっと作っていかないといけないと思います。以前は、ビニールハウスの補助事業もありましたが、新居浜市に全然ないということでその枠がなくなりました。そういったことも必要であれば、声を上げていかないといけないと思います。現場の方も、もっと声を上げていただきたいと思います。そうでないと、いくら職員に現場に行けと言ってもうまくできないのが現状ではないかと思っています。

【菅課長】

貴重な御意見、ありがとうございました。

農林水産課の方でも農業の予算をつけたいと考えてはおりますが、市の財政状況もありまして令和6年度はさらに削減に進んでいくのではと思われます。予算を削った中で

農業をどう進めていくかというのは難しいと思いますが、みなさんとお話ししながらできることを精一杯していくことが必要かと思っておりますので、みなさまの御協力をお願いしたいと思っております。

【藤田会長】

他にございませんか。

市の財政状況もありますが、いろいろ工夫をして農業予算についても考えて取り組んでいただけたらと思います。

本日は大変お忙しい中、農林水産課の職員の方々には総会に御出席いただきましてありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員